

仕 様 書

1 件 名 防火対象物点検業務委託（市民交流活動センター）

2 履行期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

3 履行場所 草加市谷塚町752番地 草加市立市民交流活動センター

4 支払方法 業務完了払（年1回払）

5 委託内容

履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出を含む）を行う。

(1) 点検回数

年1回

※ 令和6年(2024年)1月実施（日時等は、別途協議する。）

(2) 点検対象施設面積（延床）

1344.8㎡

6 調査資格

次の資格を有すること。

防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有するもの。

7 提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

(1) 点検資格者証明書の写し

(2) 点検者名一覧（点検責任者を明記のこと。）

(3) 点検計画書（予め担当者と打合せの上、決定した防火対象物点検の日程）

8 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(2) 草加市環境マネジメントに基づく取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所 契約課

電話 0 4 8（9 2 2）1 1 2 9（直通）

- (2) 同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先

草加市市民活動センター 小西

電話 0 4 8（9 2 0）3 5 8 0

仕 様 書

- 1 件 名 さかえ保育園・子育て支援センター防火対象物保守点検業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市松原一丁目3番1号
草加市立さかえ保育園・草加市子育て支援センター
- 4 支払方法 業務完了払い（年1回）
- 5 委託内容 履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。
- 6 点検防火対象施設面積（延床）
3, 059.44㎡
- 7 調査資格 次の資格を有すること。
防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有する者
- 8 そ の 他
 - (1) この仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。
 - (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (3) 支払の請求については、2課（保育課及び子育て支援センター）に分割し請求書を送付するものとし、請求割合については協議の上、決定すること。
 - (4) 草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。
 - (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- 9 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所 契約課

電話 0 4 8 (9 2 2) 1 1 2 9

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 子ども未来部施設担当

電話 0 4 8 (9 2 2) 1 4 9 3

仕 様 書

委託番号	
契約形態	業務委託

1 件 名 防火対象物点検業務委託

2 履行期間 令和5年(2023年)5月31日から令和6年(2024年)3月31日まで

3 履行場所 草加市立勤労青少年ホーム、草加市立住吉児童館
(草加市住吉二丁目2番8号)
草加市立新栄児童センター
(草加市新栄四丁目813番地32)

4 支払方法 業務完了払(年1回)

5 委託内容

履行場所にある防火対象物について、その機能を保全するため、消防法第8条の2の2の規定及びその他関係法令に基づく点検及び報告(報告書の作成及び届出を含む)を行う。

6 点検対象施設(延床面積)

草加市立勤労青少年ホーム 659.22㎡

草加市立住吉児童館 372.86㎡

草加市立新栄児童センター 384.31㎡

7 調査資格

防火対象物における火災の予防に関し専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有していること

8 その他

(1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない

(2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例(平成19年条例第16号)第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じる

こと。

- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所 契約課

電話 0 4 8（9 2 2） 1 1 2 9（直通）

- (2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 子ども育成課 児童・青少年係 山口

電話 0 4 8（9 2 8） 6 4 2 1（直通）

仕 様 書

- 1 件 名 防火対象物保守点検業務委託（勤労福祉会館）
- 2 履行期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市旭町六丁目13番20号 草加市立勤労福祉会館
- 4 支払方法 業務完了払い（年1回払）
- 5 委託内容

履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。

(1) 点検回数

防火対象物定期点検 年1回（日程は、協議し決定）

(2) 点検内容

① 消防関係届出書の確認

（消防用設備等点検結果報告、防火管理者選任（解任）届、消防計画、消防訓練実施届等）

② 防火対象施設の点検

（消防設備、避難階段、防火戸等の状況、防火物品の表示確認など）

③ 火を使用する設備、危険物貯蔵状況の確認など

(3) 点検責任者及び点検従事者

点検を実施するに当たり、防火対象物点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当職員の承諾を得ること。

(6) 提出書類

点検に先立ち、次のものを提出すること。

① 防火対象物点検資格者の証明書の写し

② 点検者名一覧（作業責任者を明記のこと）

③ 点検計画書（予め担当者と打ち合わせの上決定した点検の日程）

(7) 記録の作成及び報告書の提出

防火対象物点検を実施したときは、平成14年11月28日付け消防庁告示第8号に定める点検表を作成し、点検結果報告書を提出すること。

- 6 点検防火対象施設面積（延床） 1, 699.8㎡

- 7 調査資格

次の資格を有すること。

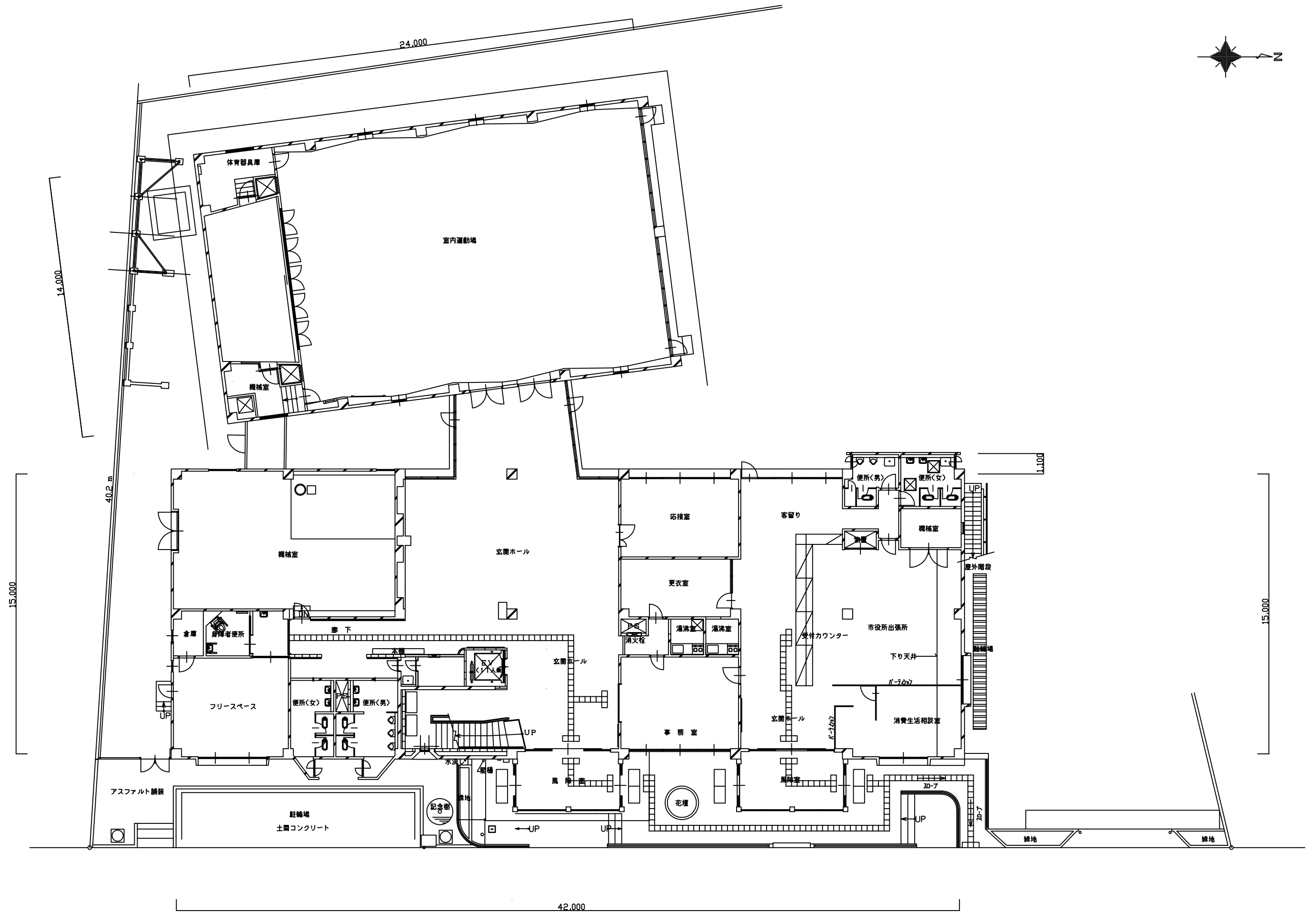
防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有するもの。

8 その他

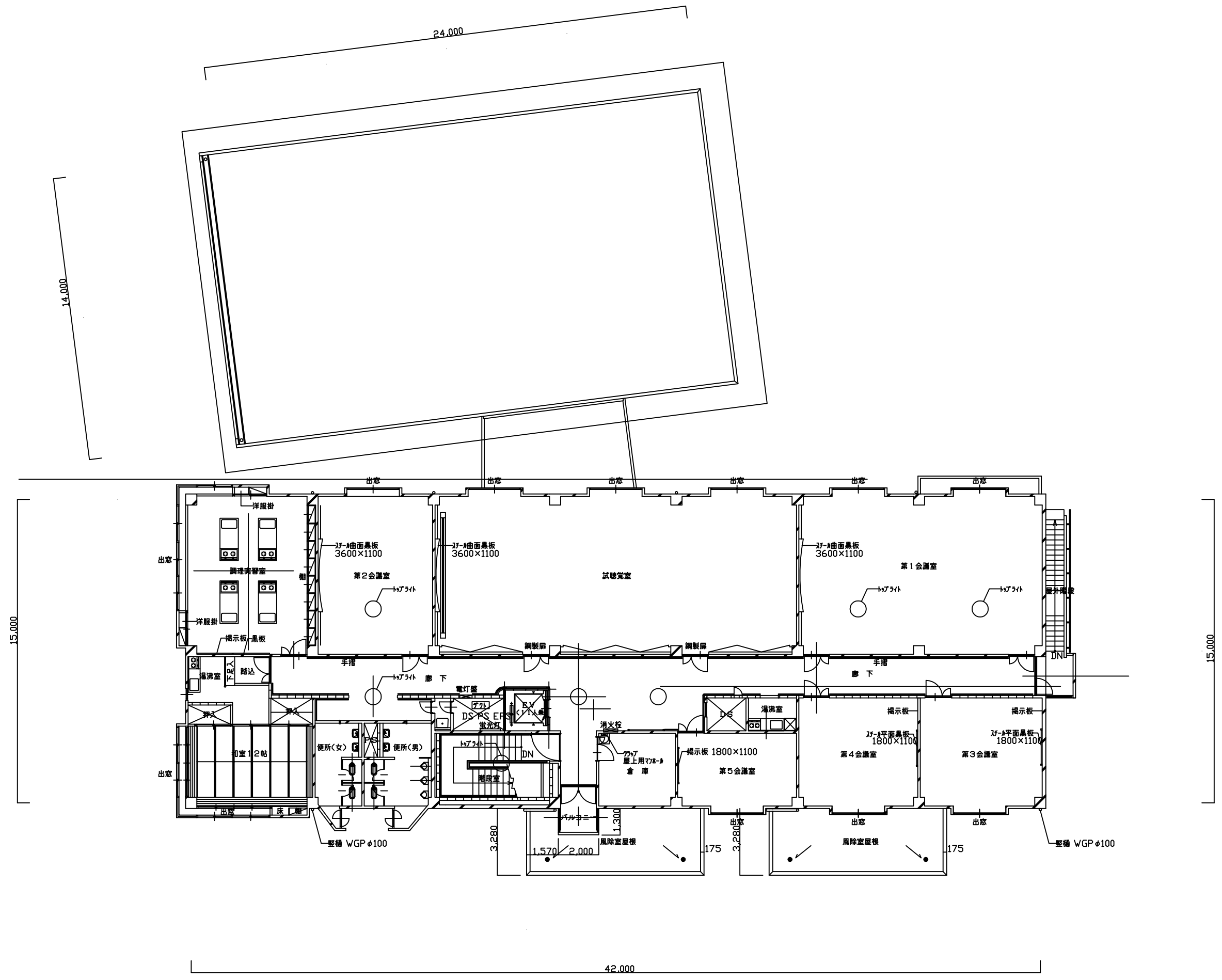
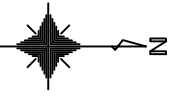
- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- (5) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市総務部契約課
電話０４８（９２２）１１２９（直通）
- (2) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結後）
草加市市民生活部くらし安全課消費労政係 担当 石橋
電話０４８（９４１）６１１１（直通）



勤労福祉会館



2 階 平 面 図
勤労福祉会館

委託番号	
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 防火対象物点検業務委託（柿木公民館）
 - 2 履行期間 契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで
 - 3 履行場所 草加市立柿木公民館
草加市柿木町1263番地
 - 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
 - 5 委託内容 履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基く点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。
 - 6 点検防火対象施設面積（延床）
970.27㎡
 - 7 調査資格 次の資格を有すること。
防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有する者
- 6 その他
- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先
- (1) 仕様書の記載内容に関すること（入札前）
草加市役所 契約課
電話 048（922）1129（直通）
 - (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立柿木公民館 担当 増田
電話 048（931）3117（直通）

委託番号	
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 防火対象物点検業務委託（川柳文化センター）
- 2 履行期間 契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市青柳6丁目45番17号
草加市立川柳文化センター
- 4 支払方法 業務完了払い（年1回）
- 5 委託内容 履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。
- 6 点検防火対象施設面積（延床）
1359.23㎡
- 7 調査資格 次の資格を有すること。
防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有するもの
- 8 その他
 - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 9 問い合わせ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（入札前）
草加市役所 契約課
電話 048（922）1129（直通）
 - (2) 同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先
草加市立川柳文化センター 担当 新井
電話 048（936）4088（直通）

仕 様 書

- 1 件 名 防火対象物点検業務委託（新里文化センター）
- 2 履行期間 契約締結の日から令和6年（2023年）年3月31日まで
- 3 履行場所 草加市新里町983番地 草加市立新里文化センター
- 4 支払方法 業務完了払い（年1回）
- 5 委託内容 履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。
- 6 点検防火対象施設面積（延床）
1373.48㎡
- 7 調査資格 次の資格を有すること。
防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有する者
- 8 その他
 - (1) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。
 - (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に報告すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- 9 問い合わせ先 草加市立新里文化センター 担当 大久保
電 話 048-927-3362